

## ○明るい選挙啓発標語

### 1 応募規定

- (1) 内容 明るい選挙を推進することを表す標語  
(概ね 20 文字以内で)
- (2) 応募資格 京都府内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒又は  
京都府内に居住の方
- (3) 応募方法 別紙応募用紙に（児童・生徒…その 1、一般の方…そ  
の 2）に必要事項を記入の上、ご応募ください。
- (4) 締切 令和元年 9 月 6 日（金曜日）必着
- (5) 提出先 児童、生徒は通学している学校を通じて市町村選挙管理  
委員会に提出してください。  
一般の方は居住する市町村選挙管理委員会に提出してく  
ださい。
- (6) 応募上の注意 ① 1 人 1 点に限ります。  
② 自作・未発表のものに限ります。  
③ 作品についてはお返ししません。  
④ 入賞作品の著作権は主催者側に属します。
- (7) その他 応募作品は、明るい選挙を推進するための標語、京都府  
選挙管理委員会ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/senkyo/>）への掲載、啓発資材、印刷物等に使用させ  
ていただきます。なお、使用に際しては、応募者の学校  
名、学年及び氏名（一般の方は氏名）を公表させていただきます。
- (8) 審査  
○第一次審査 各市町村選挙管理委員会において審査します。  
○第二次審査 京都府選挙管理委員会において審査します。  
(学識経験者と主催者代表が審査に当たります。)

### 2 賞

京都府選挙管理委員会委員長賞、京都府明るい選挙推進協議会会長賞、優秀賞には賞状と賞品を贈ります。

### 3 発表

10 月中旬の見込み

# 令和元年度 明るい選挙啓発ポスター 標語 作品募集要項

## ●ポスター



【京都府選挙管理委員会委員長賞】

京田辺市立松井ヶ丘小学校 4年 日高 大晴

## ●標語

「僕たちが 描く未来は 選挙から」

【優秀賞】

京都府立北桑田高等学校 1年 石田 唯

主催 京都府選挙管理委員会  
京都府明るい選挙推進協議会  
後援 京都府教育委員会

## 趣 旨

私たちの生活を豊かで楽しいものとするには、政治を良いものにしなければなりません。

良い政治が行われるには、選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、児童・生徒の皆さん、府民の皆さんから明るい選挙を推進する上で役立つポスター・標語を募集します。

## ○明るい選挙啓発ポスター

### 1 応募規定

＜児童・生徒の部＞

- (1) 内 容 明るい選挙を推進することを表すポスター  
(2) 応募資格 京都府内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒  
(1人1点自作のものに限ります。)
- (3) 色・大きさ等 色彩は自由、画用紙の四ツ切 (542mm × 382mm)、  
八ツ切 (382mm × 271mm)、もしくはそれに準ずる  
大きさ。
- (4) 啓発標語 ポスターで使用する啓発標語は「明るい選挙」に限らず、  
自由に考えてください。
- (5) 締 切 令和元年9月6日(金曜日) 必着  
(6) 提出先 児童、生徒の通学している学校を通じて市区町村選挙管  
理委員会に提出してください。
- (7) 応募上の注意 作品の裏面右下に、次のように学校名(ふりがな)・学年・  
氏名(ふりがな)等を必ず記入してください。

〔記載方法〕

(ふりがな) 学 校 名	
所 在 地	
学 年	
(ふりがな) 氏 名	

- (8) そ の 他 応募作品は、明るい選挙を推進するためのポスター図案、  
京都府選挙管理委員会ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/senkyo/>) への掲載、展示等に使用させていただきます。なお、使用に際しては、応募者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

(9) 審 査

○第一次審査

各市町村選挙管理委員会において、小、中、高の種別に審査します。

○第二次審査

京都府選挙管理委員会において、小、中、高の種別に審査し入賞作品を決定します。(学識経験者と主催者代表が審査に当たります。)

なお、入賞作品のうちから公益財団法人明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会が実施する中央(全国)審査に出品します。

＜一般の部＞

(1) 内 容

明るい選挙を推進することを表すポスター

(2) 応募資格

○京都府内に居住の方  
(1人1点自作のものに限ります。)

○家族、友人、グループ、職場等における合作でも差し支えありませんが、この場合もそれぞれ1点に限ります。

(3) 色・大きさ等

色彩は自由、画用紙の四ツ切 (542mm × 382mm)、  
八ツ切 (382mm × 271mm)、もしくはそれに準ずる  
大きさ。

(4) 啓発標語

ポスターで使用する啓発標語は「明るい選挙」に限らず、  
自由に考えてください。

(5) 締 切

令和元年9月6日(金曜日) 必着

(6) 提出先

あなたの居住する市区町村の選挙管理委員会に提出し  
てください。

(7) 応募上の注意

①作品の裏面右下に、氏名(ふりがな)・年齢・住所を  
必ず記入してください。

②合作の場合は、家族、友人、グループ、職場名等の  
区分を明記、制作者の氏名(ふりがな)・年齢・住所  
を連記の上、代表者に◎をしてください。

(8) そ の 他

応募作品は、明るい選挙を推進するためのポスター図案、  
京都府選挙管理委員会ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/senkyo/>) への掲載、展示等に使用させていただきます。なお、使用に際しては、応募者の氏名を公表させていただきます。

(9) 審 査

○第一次審査

各市町村選挙管理委員会において審査します。

○第二次審査

京都府選挙管理委員会において審査します。

(学識経験者と主催者代表が審査に当たります。)

## 2 賞

京都府選挙管理委員会委員長賞、京都府明るい選挙推進協議会会長賞、入選、佳作には賞状と賞品を贈ります。

## 3 発表

10月中旬の見込み